

## 訂正とお詫び

【OUTPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、択一予想問（一問一答編）の記述につき、下記の箇所において訂正が判明致しました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛け致しますが、お手元のテキストを修正していただけますように宜しくお願い致します。

### 【商登法Ⅲ】

頁数	問題番号	誤	正
2	9-1 右記のとおり 解答及び解説 を訂正	×	従来、移転先に支店がある場合であっても、現に効力を有する全ての登記事項を新所在地で登記しなければならず、登記の重複を避けるために、既に新所在地で登記なされていた登記記録は閉鎖することを要するとされていた。しかし、 <u>支店所在地での登記は廃止された</u> （令和元年改正）ため、移転先に既存の支店がある場合であっても、 <u>登記記録を閉鎖するという作業は生じない</u> 。
2	9-2 右記のとおり 解答及び解説 を訂正	○	本店を他の登記所の管轄区域内へ移転した場合、移転元に支店がある場合であっても、支店所在地での登記は廃止された（令和元年改正）ため、旧所在地を管轄する登記所においては、 <u>登記記録を閉鎖する</u> （規 80Ⅱ）。
4	9-6 右記のとおり 解説を訂正		管轄外の本店移転においては経由申請の手続をとるが、その他の登記は経由申請の手続をとらないため、 <u>新本店所在地への登記の申請においては、他の登記を一括申請することはできない</u> 。このことは、 <u>移転先に支店があるか否かを問わない</u> 。なお、登記すべき事項としては、「登記記録に関する事項年月日○○○○から本店移転」と記載すれば足りるが、あえて現に効力を有する全ての登記事項を記載していくのであれば、旧所在地で本店移転と一括申請した事項については、 <u>変更後の事項</u> を記載することとなる。
3	9-7 右記のとおり 問題を訂正		本店を他の登記所の管轄区域内に移転した場合、移転先に支店があるときは、旧所在地に対する申請において、本店移転の登記と商号変更の登記を一括して申請することができない。
4	9-7 右記のとおり 解答及び解説 を訂正	×	管轄外の本店移転において、 <u>旧本店所在地</u> への登記の申請では、商号変更の登記を含め、 <u>登記の種類を問わず一括申請をすることができる</u> 。従来、 <u>移転先に支店がある場合には</u> 、商号変更登記の一括申請は否定されていたが、 <u>支店所在地での</u>

		<p><u>登記が廃止された</u>（令和元年改正）ことから、旧所在地への登記申請では、登記の種類を問わず一括申請が認められることとなった。</p>
4	<p>9-8 右記のとおり 解説を訂正</p>	<p>管轄外の本店移転においては経由申請の手続をとるが、その他の登記は経由申請の手続をとらないため、<u>新本店所在地への登記の申請においては、他の登記を一括申請することはできない</u>。このことは、<u>移転先に支店があるか否かを問わない</u>。なお、登記すべき事項としては、「登記記録に関する事項年月日〇〇〇〇から本店移転」と記載すれば足りるが、あえて現に効力を有する全ての登記事項を記載していくのであれば、旧所在地で本店移転と一括申請した事項については、<u>変更後の事項</u>を記載することとなる。</p>
3・4	9-9	改正により削除